



株式会社 安心住宅みらいえ 御中

申込日

年

月

日

■ 適合証を交付された以下の住宅の保証を申込みます

受付番号 (検査時に取得した番号です)			—			利用保険法人 <input type="checkbox"/> 住宅保証機構 <input type="checkbox"/> ハウスジーメン <input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証		
商品タイプ	保証期間		保証金額		商品タイプ	保証期間		保証金額
<input type="checkbox"/> 個人間売買瑕疵保証	<input type="checkbox"/>	1年間	<input type="checkbox"/>	1000万円	<input type="checkbox"/> 個人間売買瑕疵保証 引渡後リフォーム型	<input type="checkbox"/> 1年間	<input type="checkbox"/> 5年間	1000万円
	<input type="checkbox"/>	5年間	<input type="checkbox"/>	500万円	<input type="checkbox"/> リフォームワイド	<input type="checkbox"/> 5年間		1000万円
					<input type="checkbox"/> 新築延長保証	<input type="checkbox"/> 5年間	<input type="checkbox"/> 10年間	2000万円

1. 必ずご記入ください（マンションの場合はマンション名、部屋番号もご記入願います）

保証申込者 お名前	フリガナ		
ご住所	〒		
ご連絡先	TEL :		携帯 :
	FAX :		e-mail :

2. 必ずご記入ください（マンションの場合はマンション名、部屋番号もご記入願います）

買主様お名前	<input type="checkbox"/> 保証申込者お名前に同じ フリガナ		
保証対象 建物住所	<input type="checkbox"/> 保証申込者ご住所に同じ 〒		
保証書送付先	<input type="checkbox"/> 保証対象建物住所に同じ 〒		
ご連絡先	TEL :		携帯 :
	FAX :		e-mail :

3. 必ずご記入ください

売買契約日	年	月	日	お引渡日 (保証開始日)	年	月	日
-------	---	---	---	-----------------	---	---	---

4. ご確認ください

必要書類	<input type="checkbox"/> 申込書	本 書
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	コピー可
	<input type="checkbox"/> 契約内容確認シート	買主様の重要事項説明書・概要説明書のご理解を確認する書類
	<input type="checkbox"/> 保険契約開始日の確認書類 *新築延長保証の場合のみ	新築時の保険付保証明書、供託の場合は保証書、それ以外の場合は建物の登記簿謄本

5. 引渡後リフォーム特約をご希望の方のみご記入ください（必要書類は上記に加え下記も必要です）

施工業者名		構造体等の新設・撤去	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
登録事業者NO.	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし	防水層等の新設・撤去	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 壁) <input type="checkbox"/> なし				
着工予定日	年	月	日	工事完了予定日	年	月	日
現場担当者		電話					
e-mail		携帯					
必要書類	<input type="checkbox"/> リフォーム工事の請負契約書の写し（注文書+注文請書の写しでも可）						
	<input type="checkbox"/> リフォーム工事の見積書の写し						
	<input type="checkbox"/> リフォーム工事の内容が確認できる図面						
	<input type="checkbox"/> 引渡後リフォーム型 契約内容確認シート（上記契約内容確認シートは不要です）						

★以下、記入不要です

株式会社 安心住宅みらいえ
〒 252-0318
神奈川県相模原市南区上鶴間本町4-52-30
岩井ビル3階
TEL : 042-767-5442
FAX : 042-767-5443
e-mail : info@c-miraie.com

保証料	担 当	受 付

保証のお申し込みに関し特にご注意いただきたい事項

当社の既存住宅瑕疵保証（個人間）「安心住宅みらいえ」にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。
保証期間は、お申し込みいただきました住宅の引渡し日以降の開始となります。保証申込者様には次の事項につき、ご注意ください。
ご確認のほどよろしくお願ひ申し上げます。ご不明な点、お気づきの点がありましたら当社までご照会ください。

1.保証について

- 1)検査適合証を交付した物件について、有効期限内*1に保証申し込みをすることにより保証が受けられます。ただし検査修了後引渡しまでに検査対象部分に係る改修工事を行っていない場合および当該住宅に変状が生じていない場合に限り保証が受けられます。
 - 2)構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合、雨水の浸入を防止する部分で基本的な防水性能を満たさない場合に工事費用相当額の保証金を支払います。また、加入する住宅瑕疵担保保険法人の保証内容により、給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合および給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われた場合についても保証金を支払います*2。
 - 3)検査適合証を交付した検査事業者が加入した住宅瑕疵担保責任保険法人の保険の範囲内で保証を行います。ただし、保険加入手続きの際に保険法人との判定判断の相違により保険に加入出来ない場合は、弊社にて対応致します。
 - 4)瑕疵が発生した場合には、保険会社の現地調査と補修工事内容の査定が必要です。査定前に補修工事を行なった場合は保証できません。
 - 5)保証の限度額は1,000万円となります。保証期間は引渡しを始期として1年間又は5年間です。
 - 6)お支払いする保証金の範囲は事故を補修するための費用、調査費用、仮住まい・転居費用となります。
 - 7)引渡後リフォーム型をお申し込みの場合は、当社とリフォーム事業者は連帯して保証を行います。
 - 8)保証金をお支払い出来ない主な場合は、次にあげる事由により生じた損害となります。
 - ① 売主、リフォーム工事の請負人もしくは下請け人、買主またはこれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
 - ② 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象、または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然もしくは外来の事由
 - ③ 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出または土地造成工事の瑕疵
 - ④ 対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
 - ⑤ 植物の根等の成長または小動物の害
 - ⑥ 対象住宅以外の財物の滅失もしくはほ損または対象住宅その他の材物の使用の阻害
 - ⑦ 給排水設備、電気設備またはガス設備の隠れた瑕疵により、当該設備の機能が失われたことよって生じた給排水設備、電気設備、ガス設備以外の設備または対象住宅の滅失またはほ損*2
 - ⑧ 給排水設備、電気設備またはガス設備の製造者または販売者が被保証者に対して法律上または契約上の責任（保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含む）を負担すべき瑕疵*2
 - ⑨ 対象住宅に採用された工法に伴い対象住宅に生じうる雨水の浸入、すきま、たわみ等その他の事象
 - ⑩ 対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
 - ⑪ 検査事業者が不適当であると指摘したにもかかわらず、売主または買主が採用したまたは採用させた設計・施工方法または資材の瑕疵
 - ⑫ 保証契約の締結後に行われた対象住宅のリフォーム工事（保証責任の履行による修補を含む）またはこれらの工事部分の瑕疵
 - ⑬ 保証契約の締結後に行われた対象住宅の修補作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣、または正当な理由のない修補の遅延
 - ⑭ 保証契約の締結時において実用化されていた技術では予防することが不可能な事象またはこれが原因で生じた事由
 - ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事象または暴動
 - ⑯ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」という）が直接的または間接的原因となって、住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害（以下「被害」という）が生じた場合は、この被害にかかる損害（地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、住宅が滅失または損壊していない場合を除く）
 - ⑰ 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑱ 石棉、石棉の代替物質、石棉を含む製品または石棉の代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- *1 当該検査を実施した日から検査有効期間内に保証申込を行う場合で、対象住宅が買主

2.保証申し込みについてのご注意

当社が引き受けた保証申し込みの保証料の全部または、一部が当社の支払期日までにお支払いのない場合、当社はその申し込みを取消することができます。また、お申込者様の都合により、保証申し込みを取下げる場合、当社所定の書式の提出をお願いします。
申し込みの取り消し、取下げの際は当社所定の手続きを申し受けます。

3.その他

詳細につきましては、保証申し込み時にお渡しの住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する「重要事項説明書」及び普通保険約款・特約をご参照ください。

《個人情報取り扱い》

当社は、取得した個人情報を次のとおり取り扱います。

1.個人情報の利用目的

当社の営む次の業務の実施並びに取扱商品サービス（関連会社または提携会社が取り扱う商品およびサービスを含みます）のご案内またはご提供等に利用します。

- ・既存住宅瑕疵保証業務
- ・建築確認検査業務
- ・構造計算適合性判定業務
- ・住宅瑕疵担保責任保険業務
- ・住宅性能表示性能に基づく住宅性能評価業務
- ・（独）住宅金融支援機構 住宅適合証明検査業務
- ・その他住宅の検査または審査・評価・証明業務

2.個人情報の第三者への提供

次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- ・当社グループ会社（提携会社）との間で共同利用を行う場合

《反社会勢力の排除》

当社は、申込者もしくは受益者が、暴力団関係者、関係企業またはその他の反社会的勢力に該当する場合、引き受けの拒否または既に引き受けたものの取り消しをすることができます。

《指定紛争処理機関》

保証に加入した住宅の事故に関する保険金支払いに関して、保険法人と紛争が生じた場合の紛争処理機関は「一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会」です。

【審査を請求するための条件】

- ・事故を通知した日から原則2カ月を経過していること
- ・保険協会審査会への申請料54,000円（消費税込）を負担すること

【連絡先】

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口

TEL 03-3580-0338

《管轄裁判所》

申込にもとづく契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。